

ネットワークカメラ製品利用規約

第1条（総則）

1. 本利用規約(以下、「本規約」という。)は、お客様(以下、「甲」という。)がコネクシオ株式会社（以下、「乙」という。）の提供するネットワークカメラ製品を利用（以下、「本サービス」という。）するにあたり、乙が別途定めるレンタル基本約款(以下、「約款」という。)及びサブスクリプション契約約款(以下、「サブスク約款」という。)に基づき、甲乙間の権利義務関係を定めるとともに、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本規約に定めのない事項については、基本約款及びサブスク約款の規定が適用されるものとし、本規約とそれらの約款の内容が抵触する場合には、本規約が優先して適用されます。
3. 甲は、本サービスが、乙が株式会社シーティーエス（以下「原提供者」という。）から提供を受け、これを甲に再販・転貸するものであることをあらかじめ承諾するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「映像データ」とは、対応ハードウェアを利用して撮影された動画、静止画その他の映像データを意味します。
- (2)「対応ハードウェア」とは、本サービスに対応するものとして乙が提供するネットワークカメラ製品及び当該製品に付随するハードウェアを意味します。
- (3)「利用契約」とは、第4条により甲乙間に成立する本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約を意味します。

第3条（本サービスの内容）

乙が甲に提供する本サービスの内容は、個別契約（注文書等）に定めるとおりとします。

第4条（利用申込と契約成立）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり本規約を遵守することに同意し、乙の定める方法で申し込みを行うものとします。
2. 乙が当該申し込みを承諾し、対応ハードウェアの引渡し又は利用開始の通知を行った時点をもって、利用契約が成立します。

第5条（パスワード及びIDの管理）

1. 甲は、本サービスの申請にあたり乙が登録を認めた登録情報にかかるパスワード及びIDを自己の責任において、管理及び保管するものとし、第三者に対して貸与、譲渡、売買してはならないものとします。
2. パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は甲がその責を負うものとし、乙は一切の責任を負いません。

3. 甲は、パスワード又は ID が盗用され、又は、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙からの指示に従うものとします。

第6条（禁止行為）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 乙、原提供者、又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（侵害を直接又間接に惹起する行為を含みます。）
 - (2) 対応ハードウェアを使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを撮影又は送信する行為
 - (3) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (4) 乙又は原提供者のサーバーに過度な負荷をかける行為、又は利用しうる情報を改ざんする行為
 - (5) 本サービスの全部又は一部を、乙の承諾なく第三者に再販、貸与する行為
 - (6) その他、乙が不適切と判断する行為
2. 乙は、甲の行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、甲に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。乙は、本項に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第7条（サービスの停止・終了）

1. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、その旨を甲に通知し、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。ただし、緊急やむを得ないと乙が判断した場合は、この限りではありません。
 - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター・通信回路、その他ハードウェア等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、乙が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 乙は、乙又は原提供者の都合により、甲に対して事前に通知することにより、本サービスの提供を終了することができます。
3. 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負いません。

第8条（対応ハードウェア等の準備・維持）

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、通信回線、スマートフォンその他の機器（対応ハードウェアを除く）の準備及び維持は、甲の費用と責任において行うものとします。
2. 甲は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 対応ハードウェアの故障、破損、不具合等に関する乙の責任は、基本約款に定める担保責任の範囲に限られるものとします。

第9条（映像データの取扱い）

1. 甲が本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、甲又は正当な権利者に帰属するものとします。ただし、乙及び原提供者は、本サービスの運営に必要な範囲で、当該映像データを利用（複製、複写、改変等）することができるものとします。
2. 乙は、甲の事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供しないものとします。ただし、次に定める場合には、乙は甲の事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 乙が本サービスを運営するために必要な範囲内において映像データの取扱いの全部又は一部を、サービス提供会社へ委託する場合
 - (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って映像データが提供される場合
4. 甲は、乙及び原提供者に甲が映像データを保存する義務がないことを了承し、必要な場合には甲の責任及び費用において映像データのバックアップをとるものとします。
5. 乙は、甲が本サービスを通じて送信した映像データを、本サービスの運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、本規約の規定に違反していると判断した場合、甲への事前の通知なしに、当該映像データの全部又は一部を非公開又は削除することができるものとします。このとき、乙は、本項に基づき行った措置により甲に生じた損害について一切の責任を負いません。
6. 甲は、甲が本サービスを通じて送信された映像データは、乙との利用契約が解除又は甲の削除と同時に全て削除され、録画データを復元する事が出来ない事を認識し、了承するものとします。
7. 甲は、甲が本サービスを通じて、SD カード又はNAS 等のネットワークストレージに保存した映像データは、機材一式が返却されたと同時に全て削除され、録画データを復元する事が出来ない事を認識し、了承するものとします。ただし、甲が個別に用意した機材に保存した映像データについては、この限りではありません。

第10条（保証の否認及び免責）

1. 乙は、本サービスにおいて映像データが常時保存又は配信されることを保証せず、通信障害、機器の不具合等により映像データが保存・配信できない場合があることについて、一切の責任を負いません。
2. 本サービスが外部サービス（他社クラウド等）と連携する場合、乙はその連携を保証せず、連携不具合により生じた損害について責任を負いません。また、甲は当該外部サービスの規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、外部事業者との間で紛争等が生じた場合でも、乙は一切の責任を負いません。
3. 甲は、本サービスを利用することが、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 本サービスに関連して、甲と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、甲の責任において処理及び解決するものとし、乙は一切責任を負いません。
5. 乙は、本サービスに関連して甲が被った損害について、賠償する責任を一切負わないものとします。
6. 消費者契約法の適用その他の理由により、乙が甲に対して損害賠償を負う場合においても、乙の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間の期間に甲から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

第11条（バックホウカメラシステムの特約）

1. 甲は、本サービスの一つであるバックホウカメラシステムはバックホウに取り付けし、甲のオペレーター（運転者又は運転者を補助するため、指示を出す者）がモニターを通して周辺状況の確認をするものであり、バックホウの旋回方向の視認不注意を防止し、又は、悪天候時の視界不良下での操作を支援する装置でないこと、あらゆる状況で事故を回避するものでないことを認識した上で、利用するものとします。
2. 乙は、甲がバックホウカメラシステムを本来の使用目的に沿って使用し、それに伴って同システムに起因した事故が発生し、これによって甲又は第三者に損害が発生したとしても、理由、名目の如何を問わず、その責任を負いません。

第12条（契約内容の変更）

本規約の内容は、変更が一般の利益に適合する場合、又は変更が契約の目的に反せず合理的である場合には予告なく変更することができるものとします。

以上

制定・施行日：2025年12月1日